

小牧市国民健康保険税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 3 6 号

小牧市国民健康保険税条例施行規則等の一部を改正する規則

(小牧市国民健康保険税条例施行規則の一部改正)

第1条 小牧市国民健康保険税条例施行規則(昭和41年小牧市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「様式第1」を「別記様式」に改め、同条第2項を削る。

第5条第4項中「様式第3による申請書に」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第6条中「様式第4による減免決定通知書により」を「その旨を」に改める。

本則に次の1条を加える。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

様式第2から様式第4までを削り、様式第1を別記様式とする。

(小牧市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第2条 小牧市国民健康保険条例施行規則(昭和41年小牧市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを削る。

第7条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請には」を「国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)

第27条第2項に規定する証拠書類は」に、「を添付しなければならない」を「とする」に改め、同項を第2条とする。

第8条中「様式第7による申請書」を「その旨を記したもの」に改め、同条を第3条とする。

第8条の2を第4条とする。

第9条中「様式第8による申請書」を「その旨を記したもの」に改め、同条を第5条とする。

第10条から第12条までを削る。

第12条の2中「第27条の16の」を「第27条の17に規定する別段の定めとして、省令第27条の16又は省令第27条の17の2の規定による」に、「された者に係る同条」を「受けた者については、当該

支給決定後における省令第27条の16又は省令第27条の17の2」に、「に関する手続は、省略させる」を「の手続を、省略する」に改め、同条を第6条とする。

第13条中「第6条から第8条まで、第9条、第10条及び第12条」を「第3条及び第5条並びに省令第26条の5、第27条、第27条の11、第27条の16、第27条の17の2及び第27条の26」に改め、「支給決定を」を「支給の可否を決定」に改め、「様式第13による通知書により」を「、その旨を」に改め、同条を第7条とする。

第14条を削る。

第15条中「様式第17による届出をし」を「その被害状況を届け出」に改め、同条を第8条とする。

第16条第2項中「第19条」を「第12条」に改め、同条を第9条とする。

第17条を第10条とする。

第18条第1項ただし書中「第16条第1項第1号」を「第9条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第16条第1項各号」を「第9条第1項各号」に改め、同項の表第16条第1項第1号に該当の項中「第16条第1項第1号」を「第9条第1項第1号」に改め、同表第16条第1項第2号又は第3号に該当の項中「第16条第1項第2号」を「第9条第1項第2号」に改め、同表第16条第1項第4号に該当の項中「第16条第1項第4号」を「第9条第1項第4号」に改め、同条第3項中「第16条第1項第2号」を「第9条第1項第2号」に、「さらに」を「更に」に改め、同条を第11条とする。

第19条第1項中「第16条第1項」を「第9条第1項」に改め、「様式第18による申請書に」を削り、「提出し」を「、申請し」に改め、同条第2項中「第16条第1項各号」を「第9条第1項各号」に改め、同項の表第16条第1項第1号に該当の項中「第16条第1項第1号」を「第9条第1項第1号」に改め、同表第16条第1項第2号又は第3号に該当の項中「第16条第1項第2号」を「第9条第1項第2号」に改め、「(様式第19)」、「(様式第20)」、「(様式第21)」及び「(様式第22)」を削り、同表第16条第1項第4号に該当の項中「第16条第1項第4号」を「第9条第1項第4号」に改め、同条第3項中「決定をしたときにあつては」を「可否を」に改め、「様式第23による通知書により」を削り、「様式第24による証明書」を「、一部負担金の免除等の決定をした

ときにあつては、その旨を証する書類」に、「交付し、決定をしなかつたときにあつては世帯主に対し様式第 25 による通知書により通知する」を「交付する」に改め、同条を第 12 条とする。

第 20 条第 2 項中「第 16 条」を「第 9 条」に改め、同条第 3 項中「様式第 26 による通知書により」を削り、同条を第 13 条とする。

第 21 条中「は、市長が」を「及び必要な書類の様式は、別に」に改め、同条を第 14 条とする。

附則第 4 項中「第 16 条の」を「第 9 条の」に改め、「及び第 17 条」を削り、「第 16 条中」を「同条中」に、「市長が必要」を「市長が必要」に改め、「第 17 条第 1 項中「様式第 18 による」とあり、及び同条第 2 項中「様式第 20 による」とあるのは「市長が別に定める」と」を削る。

様式第 1 から様式第 26 までを削る。

(小牧市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 小牧市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 20 年小牧市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「条例」という。」を削る。

第 2 条の前の見出し、同条及び第 3 条を削り、第 4 条を第 2 条とする。

第 5 条を削り、第 6 条を第 3 条とする。

第 7 条中「後期高齢者医療事務」を「前条の規定により保険料等について滞納処分をする職務」に、「次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める身分証明書」を「後期高齢者医療指定職員身分証明書（別記様式）」に改め、同条各号を削り、同条を第 4 条とする。

第 8 条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「必要な事項は、市長が」を「この規則の施行に必要な事項及び必要な書類の様式は、」に改め、同条を第 5 条とする。

様式第 1 から様式第 4 までを削る。

様式第 5 中「第 7 条」を「第 4 条」に改め、同様式を別記様式とし、様式第 6 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。